伊住第　９９４　　号
平成２４年１０月２５日

三重県土地家屋調査士会会長　様

三重県伊賀市長　内保　博仁

本人通知制度の導入について（お知らせ）

清秋の候、貴会におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。

平素は、行政全般につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市におきましては、戸籍法や住民基本台帳法に基づき、制度の適正かつ円滑な運営と個人情報保護の観点から、細心の注意を払い、厳格に確認の上、日々業務を遂行しているところでございます。

しかし、平成１７年に兵庫県で起きた戸籍等の不正取得が発覚して以来、各地で事件が摘発されてきました。平成２０年５月の戸籍法及び住民基本台帳法の改正により本人確認が義務付けられ、戸籍謄本等の不正請求に対する罰則が強化されましたが、その後も不正請求は後を絶たず、身元調査等の人権侵害につながっています。

こうした現状を踏まえ、戸籍謄本や住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録された人にその事実を通知する本人通知制度を導入する自治体が全国的に増えてきています。

本市におきましても、来る１１月１日から同制度を導入し、戸籍等における不正請求及び取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事務担当
人権生活環境部住民課
電話　0595－22－9645

# 本人通知制度の概要

★本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人等の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。

事前登録者に通知することにより、不正請求の早期発見や事実関係の早期究明、また不正請求を抑止する効果が期待されます。

★本人通知制度を利用するには

あらかじめ本人通知制度の登録（事前登録）が必要になります。「伊賀市本人通知制度事前登録申込書」に必要事項を記入のうえ、受付場所に申し出てください。

登録受付日の翌日に登録が完了しますので、登録完了日以降に交付した証明書が通知の対象となります。

他の市区町村に住民登録している人や、疾病により直接窓口に申出を行うことが困難な人など、やむをえない事情がある場合は、郵送による申出も可能ですのでご相談ください。

★事前登録の対象者

①伊賀市の住民基本台帳に記載されている人（除かれた人を含む）

②伊賀市の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）

※死亡された人や失踪宣告を受けた人は登録できません。

★事前登録の期間

本人通知制度の登録期間は、登録日から３年です。引き続き本人通知制度の利用を希望される方は、更新の手続きが必要です。

★本人通知の対象となる証明書

①住民票の写し（除票を含む）

②住民票記載事項証明書

③戸籍謄抄本〔全部または個人事項証明書〕（除籍・改製原戸籍を含む）

④戸籍の附票の写し（除票を含む）

※ただし、以下Ⓐ～Ⓓについては本人通知の対象外となります。

Ⓐ国または地方公共団体の機関からの請求

Ⓑ弁護士・司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理業務に使用するための請求

Ⓒ本人または同一世帯員による住民票の請求

Ⓓ本人・同じ戸籍に記載されている人または直系の尊属卑属による戸籍の請求

★本人通知の記載事項

代理人や第三者に証明書を交付した場合の通知内容は

①交付年月日　②交付証明書の種別　③交付枚数　④交付請求者の種別　の４項目です。

※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

○郵送による申出や制度に関する問合せ先

伊賀市役所人権生活環境部住民課　　℡　０５９５－２２－９６４５